認定第4号

令和6年度読谷村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、令和6年度 読谷村水道事業会計決算に伴う利益を剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、併 せて同法第30条第4項の規定により、令和6年度読谷村水道事業会計決算を、別紙 監査委員の意見書をつけて、議会の認定を求めます。

令和7年9月9日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實